

平成20年度
から

国民健康保険税は 大きく変わります



平成20年度の国民健康保険税の算定方法が大きく変わることとなりました。

国民健康保険税の算定に新たに「後期高齢者支援金」が加わります

後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険加入者の保険税の算定方法が20年度より変わるようになります。

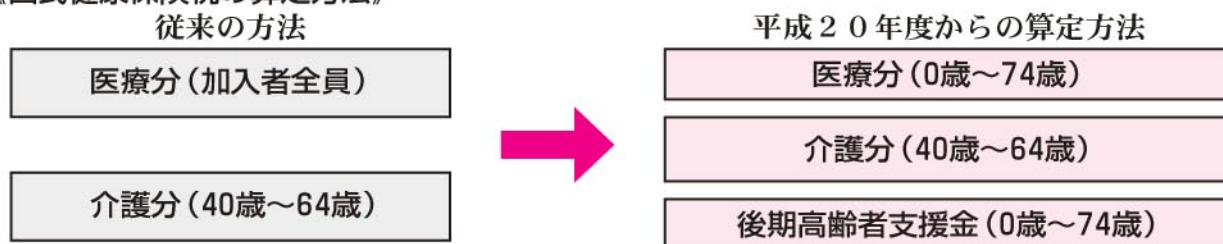
これまで国民健康保険税は医療分と介護分（40歳から64歳の方）とを併せて課税させていただいておりましたが、平成20年度より新たに「後期高齢者支援金」を合算して課税することとなります。

後期高齢者支援金とは・・・

後期高齢者医療にかかる費用のうち、後期高齢被保険者自身が医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、公費（国・県・市）から約5割、後期高齢被保険者の皆さんから保険料として納めていただく分として1割、残りの約4割を現役世代（0～74歳）からの支援（後期高齢者支援金）として各保険者が負担することとなります。

この4割の負担分を「後期高齢者支援金」として、新たに保険税として算定することとなりました。これは国民健康保険加入者だけではなく、社会保険などの健保組合加入者においても後期高齢者支援金をご負担いただくこととなります。

《国民健康保険税の算定方法》



国民健康保険税の特別徴収が開始されます

従来の納付方法により納税していただきましたが、20年度より下記に該当する年金受給者については原則として、年金より天引きとなる「特別徴収」という納付方法にかわります。

ここでいう特別徴収とは、次に該当する方の保険税を年金からの天引きにより納付していただく納付方法です。

●特別徴収の対象となる方

世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）であって、年額18万円以上の年金を受給している方は、原則年金から保険税が天引きされます。対象者には通知をお送りします。

ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は国民健康保険税の特別徴収は実施しません。

65歳未満の方及び上記に該当しない方の保険税の納付方法につきましては、従来どおりの納付方法で納税をお願い致します。

●年金からの天引き（特別徴収）の方法

納期は年6回（年金の支払月）で、仮徴収と本徴収にわかれています。

仮徴収 4月・6月・8月は、前年度（平成19年度）国民健康保険税額の6分の1の金額を仮徴収します。

本徴収 10月・12月・2月は、決定された平成20年度国民健康保険税から仮徴収分を差し引き、調整された金額が年金からの天引き（特別徴収）となります。

お問い合わせ：鏡野町役場 税務課 ☎0868-54-2985

後期高齢者医療の被保険者になれる方へ

●平成20年4月1日現在で65歳以上75歳未満で一定以上の障害（身体障害者手帳1級から3級に該当する障害者等）があり、後期高齢者医療の被保険者になれる方については、後期高齢者医療制度の被保険者となるか、国民健康保険等に加入するかを選択することができます。

●対象となる方は、世帯の状況などに応じて後期高齢者医療制度から脱退し、国民健康保険等に加入するかを選択することができます。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者に加入されない場合の医療機関での窓口負担は、

65歳以上70歳未満の方・・・3割負担
70歳以上75歳未満の方・・・1割又は3割（所得により異なります）

※ただし、心身障害者医療費受給者は1割負担となります。

●脱退等の手続きや制度の内容については、役場保健課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 鏡野町役場 保健課 老人保健係 ☎0868-54-2025